

請 願 文 書 表

(2 8 年 3 月 定 例 会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
1	平成 2 8 年 2 月 2 9 日	建設アスベスト問題の 早期解決を求める意見 書の提出を求める請願	亀岡市宇津根町川ノ口 6 - 2 全京都建築労働組合亀岡支部 支部長 坂口 敏彦	田中 豊 三上 泉 並河 愛子 酒井安紀子	<p>(請 願 の 要 旨)</p> <p>建設アスベスト問題の早期解決を求める意見書を政府に出していただくこと。</p> <p>(請 願 の 理 由)</p> <p>アスベストを大量に使用したことによるアスベスト(石綿)被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修・解体に伴いアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量の瓦礫処理についても被害の拡大が心配されています。</p> <p>欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害が出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。その原因として、国が建築基準法などで不燃・耐火工法としてアスベストの使用をすすめたことにより、アスベストの多くが建設資材などを通じて建設現場で使用されてきたことが挙げられます。</p> <p>特に、建設業では、現場作業者の多くが重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災認定にも困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。国は石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。</p> <p>2 0 1 2 年 1 2 月 5 日 の 首 都 圏 建 設 ア ス ベ ス ト 訴 訟 の 東 京 地 裁 判 決、 2 0 1 4 年 1 1 月 7 日 の 九 州 建 設 ア ス ベ ス ト 訴 訟 の 福 岡 地 裁 判 決、 2 0 1 6 年 1 月 2 2 日 の 関 西 建 設 ア ス ベ ス ト 訴 訟 の 大 阪 地 裁 判 決、 2 0 1 6 年 1 月 2 9 日 の 関 西 建 設 ア ス ベ ス ト 京 都 地 裁 判 決 は、 い ず れ も 国 の 責 任 を 認 め ま し た。 さ ら に 京 都 地 裁 判 決 で は、 建 材 企 業 9 社 の 共 同 不 法 行 為 (警 告 表 示 義 務 違 反) を 認 め ま し た。 ま た、 国 と の 関 係 で 「 一 人 親 方 」 に つ い て も 労 働 安 全 衛 生 法 の 保 護 対 象 に 含 ま れ ない と し て 救 済 を 拒 否 し た も の の、 「 立 法 府 の 責 任 を 問 う こ と に よ り 解 決 さ れ る べ き も の 」 と 述 べ て い</p>	環境厚生 常任委員会

					<p>ます。</p> <p>司法の場での結論を問わず、被害者の苦しみは変わりません。建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとって、アスベスト問題を早期に解決するために、貴議会が以上の趣旨に基づき国に対して意見書を提出していただけるようお願いいたします。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	
--	--	--	--	--	---	--